

# 今

年の6月ごろから、平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給が行われる。昨年度に引き続き、消費税率引上げに伴う低所得者対策として位置付けられ、市町村民税均等割が非課税である世帯に、1人につき5000円が支給される。

医療・介護・保育など、各種の社会保障制度では、低所得者の負担を軽減する措置が設けられている。その際、低所得者であるかの判断基準として、しばしば「住民税非課税」であるか否かが用いられる。

今回は、この「住民税非課税」について考察する。

## 1 住民税非課税とは

図表1は社会保障制度において、住民税非課税の場合に負担軽減される主なものを一覧にした表である。本稿では、住民税非課税とは市町村民税の均等割

## 2 医療保険制度での負担軽減

医療については、被用者保険

図表1 社会保障制度で住民税非課税の場合に負担軽減される主なもの

	保険料	利用者負担
医療	(国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料軽減の基準は別途定められている)	高額療養費(月の限度額が軽減) 入院時食事療養費(自己負担額が軽減) 高額医療・高額介護合算療養費(年の限度額が軽減)
介護	個人・世帯で住民税が課税されるか否かにより保険料の区分が異なる	高額介護サービス費(月の限度額が軽減) 特定入所者介護サービス費(食費・居住費の自己負担額が軽減)
保育所		世帯の所得税額や住民税額などにより保育料が決まる(住民税非課税の場合、低い料金区分となる)

(注)「住民税非課税」とは市町村民税の所得割と均等割の両方が非課税である者および世帯をいう(個人で判定するか世帯で判定するかは制度により異なる)  
(出所) 各種法令等をもとに大和総研金融調査部作成

図表2 市町村民税非課税となる基準(本人が表記の所得・収入以下なら非課税となる)

控除対象配偶者と扶養親族の合計人数	合計所得金額(万円)			給与所得のみの場合の年収(万円)			65歳以上で公的年金のみの場合の年収(万円)		
	生活保護基準の級地区分			生活保護基準の級地区分			生活保護基準の級地区分		
	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地
0人(なし)	35	31.5	28	100	96.5	93	155	151.5	148
1人	91	81.9	72.8	156	146.9	137.8	211	201.9	192.8
2人	126	113.4	100.8	205.7	187.7	168	246	233.4	220.8
3人	161	144.9	128.8	255.7	232.7	209.7	281	264.9	248.8
4人	196	176.4	156.8	305.7	277.7	249.7	316	296.4	276.8

(出所) 地方税法等をもとに大和総研金融調査部作成

および所得割のいずれも非課税であることをいう。市町村民税を参照する点は図表1に掲載した制度では共通しているが、住民税非課税であるか否かを個人で判定するか世帯で判定するかは制度により異なる。

確定申告を要しない上場株式等の配当等、預貯金や公社債の利子、特定口座内の上場株式等の譲渡所得等につき特別徴収される、配当割・利子割・株式等譲渡所得割(いずれも税率5%)は、いずれも道府県民税であり市町村民税ではない。このため、これらの税が課税されていても確定申告をしない限り、市町村民税の課税・非課税の判定に影響を与えない。

一方で、これらの所得を確定申告した場合、所得割の課税対象となり、市町村民税の課税・非課税の判定に影響を与える(もつとも、特定公社債の利子は平成27年分所得まで確定申告できず、預貯金および一般公社

(健康保険組合、協会けんぽ、共済組合)では被用者が住民税非課税であるか否かで判定する(被扶養者が非課税であるか否

債の利子は平成28年分所得以後も確定申告はできない)。

また、そもそも非課税である遺族年金・障害年金・児童手当・児童扶養手当などの給付の金額は、市町村民税の課税・非課税の判定に影響を与えない。

住民税非課税となる基準の所得金額は、図表2に示される。1級地〜3級地というのは、生活保護制度における級地区分であり、市区町村別に定められている。1級地は大都市部、3級地が地方にあたる。

合計所得金額は、給与所得のみの場合には給与所得控除後の給与所得の金額、年金収入のみの場合には公的年金等控除後の雑所得の金額となる。同じ扶養人数であれば給与所得者より年金生活者のほうが、住民税非課税となる年収の上限が高くなっている。

次項から、各制度における住民税非課税による負担軽減について掘り下げていく。

かとは問わない)。市町村が行う国民健康保険では、世帯主および世帯のうち国民健康保険に加入する者の全員が住民税非課税であるか否かで判定する。

医療保険制度の給付のひとつである高額療養費は、月の医療費自己負担額につき一定の上限金額を定めるものである。例えば、70歳未満の場合、通常、所得区分に応じて5万7600円から25万2600円(+1%)であるが、住民税非課税の場合には、3万5400円に軽減される。

入院時食事療養費は、入院時の食事代の一部が自己負担となるものだが、通常、1食260円の自己負担が、住民税非課税の場合は、1食210円またはそれ以下に軽減される。

## 3 介護保険制度での負担軽減

介護保険では、個人および世帯で住民税が課税されるか否か

シンクタンク研究員による

# 読み解き! 最新制度

Vol.03

## 社会保障制度の負担軽減の対象となる「住民税非課税」を考察する

により保険料の区分が異なる。世帯全員が住民税非課税の場合には第1段階〜第3段階となり、世帯には住民税課税の者がいても本人が住民税非課税の場合には第4段階、本人が住民税課税の場合は第5段階以上となる(番号の低い段階ほど保険料が低くなる)。

高額介護サービス費は、月の介護サービスの自己負担額につき一定の上限金額を定めるものである。一般世帯は月3万7200円だが、世帯全員が住民税非課税の場合は月2万4600円かそれ以下に軽減される。

介護保険施設に入所した場合、原則食費と居住費は全額自己負担となるが、世帯全員が住民税非課税の場合は、特定入所者介護サービス費が支給され負担軽減が行われる(なお、平成27年8月からは、世帯全員住民税非課税に加え、預貯金等が一定以下であることなどが給付の要件に加わる)。

図表3 認可保育所の保育料の例(首都圏のある市の平成26年度の例)

階層	世帯の条件 (税額は年額)	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護受給	0	0
B	住民税非課税	0	0
C 1	住民税均等割のみ	8,300	5,700
C 2	住民税所得割6,000円未満	9,600	7,100
C 3	住民税所得割6,000円以上	11,000	8,300
D 1	所得税2,000円未満	11,900	9,100
D 2	所得税2,000円以上9,000円未満	13,900	11,200
D 3	所得税9,000円以上20,000円未満	16,600	13,800
⋮	⋮	⋮	⋮
D 9	所得税46万円以上73.4万円未満	58,300	23,900
D10	所得税73.4万円以上	75,800	31,300

月額、単位・円。子ども1人の世帯の例。住民税とは市町村民税のことをいう。  
(出所) 条例等をもとに大和総研作成

## 4 保育料の負担軽減

認可保育所の保育料は、市区町村ごとに定められている。厚生労働省の基準では、生活保護世帯を最低額、住民税非課税世帯を次に低い額として、以後、住民税額または所得税額が高く

なるほど保育料が高くなるよう基準を定めることとされている。図表3は、首都圏のある市の保育料である。この例では「住民税非課税」のB階層であれば保育料は無料であるが、そのひとつ上の階層であるC1階層では保育料は月5700円または月8300円となる。

## 5 アドバイスを行う際のポイント・注意

保育料の基準は市区町村により様々であるが、「住民税非課税」から外れた途端に保育料が急増する可能性があることは知っておきたい。

また、市区町村によっては、保育所へ優先的に入所すべき児童の判断基準において、住民税非課税世帯の児童を優先する定めをしている場合もある。

これまでみてきたように、住民税非課税の場合、医療・介護・保育などで各種の負担軽減を受けられる。このため、所得に住民税が課税されるか否かの境界線に近い場合、各種の負担軽減を受けるために、所得を抑えて住民税非課税の範囲に留まることも考えられる。

給与所得者の世帯においては、住民税非課税に該当する基準がかなり低いので、このような所得調整が検討対象に入るのは、母子世帯で非課税である遺族年金や児童扶養手当の給付を受けつつ給与所得を受けている場合などに限定されるものと考えられる。

年金生活者の場合は、資産運用を行った場合、確定申告を行うことにより運用益が加算される住民税非課税から課税に変わる場合があることに注意したい。

上場株式等の譲渡所得は、源泉徴収ありの特定口座やNISA口座については確定申告が不要なので、住民税非課税の年金生活者が資産運用を行う際は、源泉徴収ありの特定口座やNISA口座を活用するとよいだろう。



是枝俊悟 ●これえだ・しゅんご  
大和総研研究員 CFP®認定者・社会保険労務士  
金融・証券税制・個人に関連する税・社会保険などを中心に調査分析、提言活動等を行う。近著に「徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!」(日本法令)。